

富山県建築士審査会運営規程

平成28年12月7日制定

(趣旨)

第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）及び建築士法施行令（昭和25年政令第201号）に定めるもののほか、富山県建築士審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の3日前までに会議の日時、場所及び議題等を示して委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、次の各号の一に該当する場合は、審査会を招集しなければならない。
 - (1) 知事から法第28条の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験に関する方針の決定を求められたとき。
 - (2) 知事から法第10条第4項（法第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同意を求められたとき。
 - (3) 知事から、法第15条の6第3項において準用する法第15条の2第3項の規定に基づき、意見を求められたとき。
 - (4) 委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して招集の請求のあったとき。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、審査会を招集することができる。

(書面による議事)

第3条 会長は、緊急の必要があり審査会を招集する余裕のない場合その他やむを得ない事由のある場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回付してその賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、次の各号の一に該当する場合には、会議又は書面による議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があった場合には、会議に出席し又は文書で意見を述べることができる。

- (1) 自己、配偶者又は3親等以内の親族が審議事項の当事者であるとき。
- (2) 自己が審議事項の当事者の代理人（法定代理人を含む。）又は補佐人であるとき。
- (3) 自己が審議事項の参考人として出頭を求められているとき。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第6条 審査会の会議は公開とする。ただし、議事が次の各号のいずれかに該当する場合は非公開とすることができる。

- (1) 二級建築士試験及び木造建築士試験に関するそれぞれの「学科の試験」及び「設計製図の試験」の合格者の決定に関する議事
- (2) 知事から法第10条第4項（法第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同意を求められたとき。
- (3) 個人情報等の保護等のため、審査会で非公開と決定した議事

(議事録)

第7条 会長は、議事録を調製し、会議次第及び出席委員の氏名を記載するものとする。
2 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上が署名するものとする。

(会長及び会長代理の任期)

第8条 会長及び会長代理の任期は、原則、その者の委員としての在任期間とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、土木部建築住宅課において処理する。

(運営の細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

この規程は、平成28年12月7日から施行する。